

第5次いの町男女共同参画プラン

誰もが互いにやさしく
自分らしく輝けるまちへ



© いの町ぶっくりハートちゃん

令和6年3月

(令和8年3月一部改訂)

いの町

《いの町男女共同参画プラン策定にあたって》

1. プラン策定の趣旨

男女共同参画社会とは、男女が互いに人権を尊重しあい、性別に関わりなく一人一人が家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができる社会のことです。

この社会を実現するためには、性別によって役割を強制されたり、生き方を制限されたりすることなく、自らの意志によって、学校・職場・地域等で能力を発揮し、政策や方針決定の場に関わる機会が確保されるとともに、家事・育児・介護等の家庭生活でも、男女がともにそれぞれの役割を果たしていくことが重要となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、平成11年の男女共同参画社会基本法の制定に始まり、男女共同参画基本計画の策定、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）の制定、更に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が制定され、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みがなされています。

町においても、平成16年の合併後に制定された「いの町男女共同参画推進条例」をもとに、「いの町男女共同参画プラン」を策定し、様々な取り組みを進めてきました。

令和5年度末で第4次のプランが終了となることから、第5次のプランを策定し、引き続き男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進していきます。

2. 基本理念

男女が互いに人権を尊重しあい、性別にかかわらず一人一人が家庭・学校・職場・地域等で、個性や能力を十分に発揮することができるよう、町では、基本理念を『誰もが互いにやさしく自分らしく輝けるまちの町』とし、男女共同参画社会の実現を目指します。

また、基本理念を受けて次のとおり基本目標を4つ掲げ、それぞれの目標ごとに具体的な施策や事業に取り組んでいくこととします。

3. 基本目標

- ① 男女共同参画社会に向けた意識づくり
- ② あらゆる分野への男女共同参画の促進
- ③ 男女共同参画社会実現に向けた環境づくり
- ④ あらゆる暴力の根絶

4. 概要

このプランは、「男女共同参画社会基本法」及び「いの町男女共同参画推進条例」に基づく「市町村男女共同参画計画」であり、令和元年度に改定した「第4次いの町男女共同参画プラン」を見直し、今後における本町の男女共同参画社会実現のための取組を総合的かつ計画的に行うための基本的な計画です。

また本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく、いの町内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画「市町村推進計画」、さらには、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画「市町村基本計画」、「**困難な問題を抱える女性への支援に関する法律**」第8条第3項に基づく**困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画**、また、「誰一人取り残さない」世界の実現に向けたSDGs（持続可能な開発目標）の理念を含んだものです。

5. 期間

令和6年度～令和10年度（5か年）

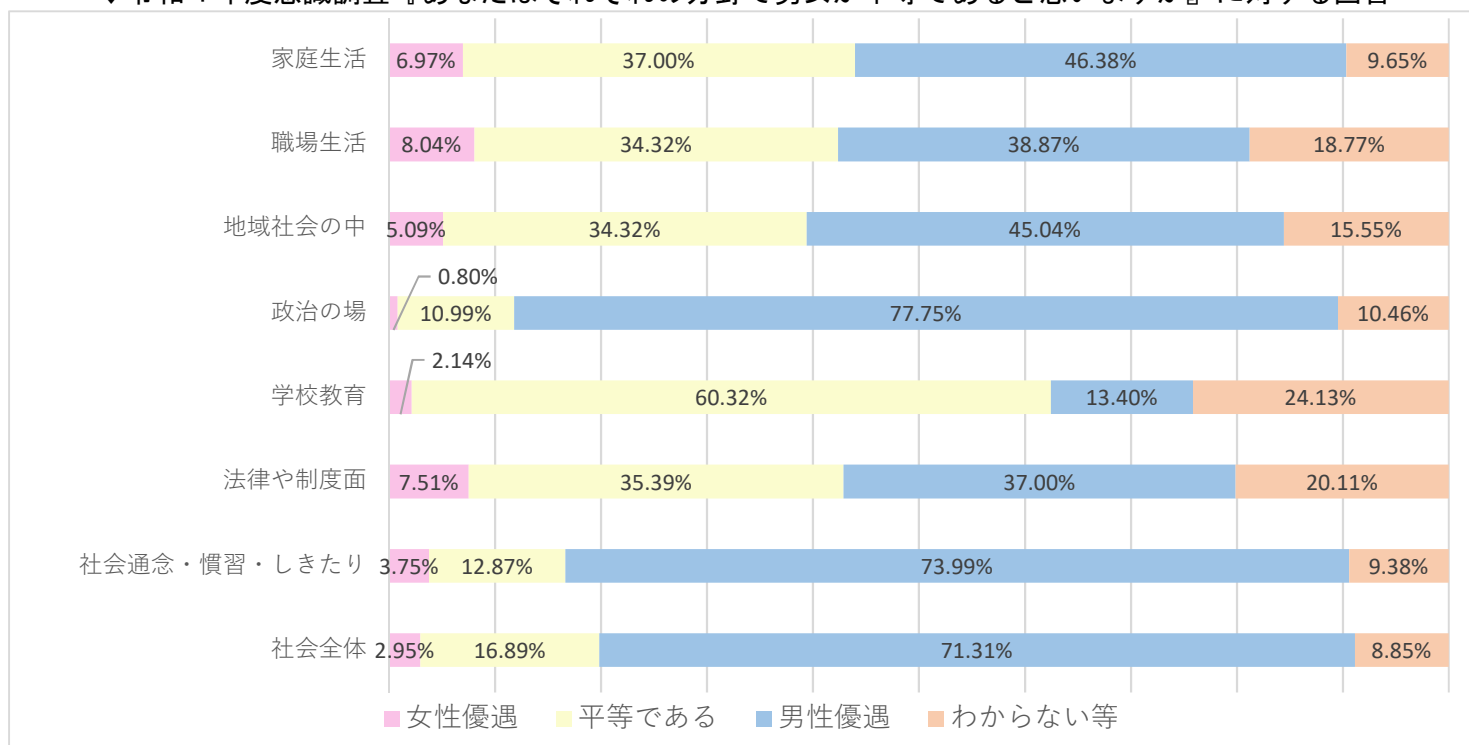
《基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識づくり》

①現況

男女共同参画社会の実現のためには、家庭・学校・職場・地域等で、男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識が浸透し、性別にこだわらず誰もが人権を尊重され、社会のさまざまな分野に対等な立場で参画していくことが必要です。

対して、町が令和4年度に実施した意識調査では、『政治の場』『社会通念・慣習・しきたり』『社会全体』において、男性が優遇されていると感じている者の割合が7割を超えています。その他の項目においても、『学校教育』を除いて4割前後の者が男性が優遇されていると感じており、また、『学校教育』を除く全ての項目において、男性が優遇されていると感じている者を上回っています。

↓ 令和4年度意識調査『あなたはそれぞれの分野で男女が平等だと思いますか』に対する回答



※調査回答者373名のうちの割合

※女性優遇とは、「女性の方が非常に優遇」「どちらかといえば女性の方が優遇」と答えた割合の合計

※男性優遇とは、「男性の方が非常に優遇」「どちらかといえば男性の方が優遇」と答えた割合の合計

※わからない等は、「わからない」と答えた人数および無回答者数の割合の合計

②施策方針

◆男女共同参画に関する正しい認識や男女平等意識を持ち、家庭・学校・職場・地域など社会のさまざまな分野で、ひとりひとりが対等な立場で参画することができるよう、啓発活動を行います。

◆保育所や幼稚園、学校などでは一人一人を尊重し、その個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、教職員等に対する人権研修を通じて、男女共同参画に関する認識を高めるとともに、子どもの発達段階に応じたキャリア教育※の充実や男女平等に関わる意識向上のための授業等を取り入れます。

※個人の社会的・職業的自立に必要な基盤となる、能力や態度を育成することを通して、社会的な役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していくことを促す教育。県教育委員会は就学前からの実施を提唱。

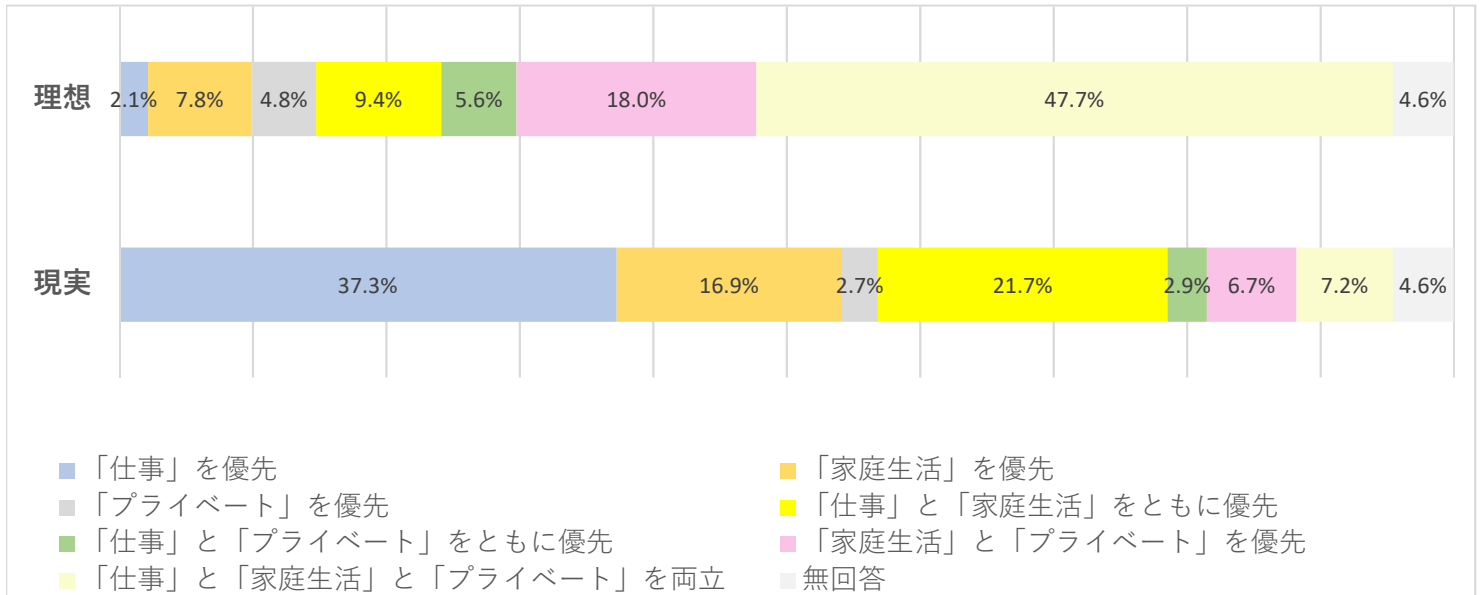
《基本目標 2 あらゆる分野への男女共同参画の促進》

①現況

社会のさまざまな分野で、ひとりひとりが活躍するためには、行政や企業、団体組織などの意思決定の場に関わる者が、誰もが対等に意見を述べ、意思を表明することが必要です。そのためにも、誰もが均等に雇用・参画機会を持った上で、平等な待遇の確保が重要です。

また、近年重要視されているワークライフバランスについては、令和4年度の調査結果では多くの者が仕事と家庭生活、プライベートをバランスよく成立させることを理想としています。現実では特に男性において仕事を優先するとの回答が多く、このことも重要な課題と考えられます。

令和4年度意識調査『日常生活における「仕事」「家庭生活」「プライベート（趣味・学習・地域活動・付き合いなど）」のバランスについての優先度』に対する回答↓



②施策方針

◆町では、女性職員の管理職員の登用を図るほか、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」等雇用に関わる法制度の周知・啓発を行います。

◆育児等で職場を離れた女性の再就職を支援するために、職員能力開発訓練等の情報を周知するとともに、家族経営を行っている農家に対し、「家族経営協定」の導入を引き続き推進します。

◆防災分野においても女性が果たす役割は大きいことを認識し、防災への取組における女性の意思決定の場への参画やリーダーとしての活躍を推進し、主体的な担い手として女性を位置付けるために、学習機会の提供や研修内容の充実を図ります。また、性別や年齢、障害の有無や国籍などに配慮する避難所運営マニュアルの策定に取り組みます。

《基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり》

①現況

近年、少子高齢化が進行する中で、男女がともに育児・介護等の負担を担い、家族の一員としての責任を果たしていくことが必要になってきています。

しかしながら、家族形態の多様化により、高齢者のみの家庭、ひとり親の家庭等が増加しているため、いずれの家庭も育児・介護等のさまざまな悩みをその家庭だけで解決することが困難な状況が見られます。

このことから、育児・介護等の負担を社会全体で支えるための環境づくりや、障害の有無に関わらず、その意欲や能力を発揮しながら就労や地域活動等あらゆる分野へ参画するための機会が確保されるよう、自立を支援していく取組を進めていくことが必要です。

また、男女がともに自立し、生きがいを持って充実した生活を送るためには、生涯を通じて健康に過ごす必要があります。町では、健康相談や健康教室等を開催し、健康増進に努めていますが、社会環境の変化や、ライフスタイルの多様化から、健康が妨げられている事例もあると考えます。

年代やライフスタイルに応じた健康意識を高める取組や、健康づくりに取り組む団体と行政が協力し合う体制づくりが必要です。

②施策方針

◆男女が生涯を通じて、育児・介護等をともに分担できるよう、社会全体の取組として支援していくため、子育て環境の充実や健康づくり教室等の普及を図るとともに、介護を必要とする高齢者が安心してサービスを利用できるよう相談支援体制の充実に努めます。

◆障害に対する理解を深めるための啓発・広報活動に努め、障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加できるまちづくりを目指します。

◆生涯を通じて健康であることを支援するため、それぞれのライフステージに応じた健康教育や健康相談、運動教室等の実施に努めます。

《基本目標 4 あらゆる暴力の根絶》

①現況

深刻な社会問題となっている、児童・高齢者虐待をはじめ、配偶者・パートナーからのDV、ストーカー行為やセクシャルハラスメント等、様々な暴力による被害は後を絶たず、むしろ増加傾向にある一方、これらの被害は表面化しにくく、潜在化してしまうことも懸念されています。

暴力行為は被害者を傷つけるだけではなく、そうした行為を見て育つ子どもにも重大な影響を及ぼすおそれがあることから、あらゆる暴力を根絶し、暴力を許さない社会の実現のため、人権尊重の意識啓発活動を行い、被害の早期発見、早期相談のための取組強化、また関係機関との協力のもと、被害者の安全確保と支援体制の整備が必要です。

②施策方針

◆誰もが安心して暮らせる社会づくりのため、様々な暴力や差別、偏見などに問題意識を持ち、正しく理解されるように広報・啓発活動に努めます。

◆DVをはじめとするこれらの暴力に関する相談については、県や警察など関係機関との連携を強化するとともに、深刻化する前に被害者が自ら相談できるよう、様々な媒体や機会を活用し、相談窓口の周知や、被害者支援体制の構築を図ります。

◆貧困など困難な状況におかれた人々が、適性や能力に応じて自立を図ることができるよう取り組みを進めます。

《関係法令等》

1. 男女共同参画基本法

男女共同参画社会の実現に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成11年6月23日に公布・施行された法律

2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする平成13年10月公布の法律です。平成16年の改正では、DV定義の拡大や被害者自立支援の明確化がなされ、平成19年には、保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた改正、平成26年には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力等についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて法の適用対象となる改正がなされています。

3. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成27年9月に施行された、女性の個性や能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主等の各主体の女性活躍推進に関する責務を定めた法律です。

4. 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性活躍推進法）

令和6年4月に施行された、様々な事情で生活に困難を抱える女性に対し、個々の状況に応じた包括的な支援をおこなうことを目的とした法律です。

《プランの推進にあたって》

本プランについては、男女共同参画に関する事業が多岐にわたっていることから、各関係部署との連携を強化し、相互の連絡調整を図りながら、計画的に推進する必要があります。このことから、町の各部署職員により構築される男女共同参画事業推進ワーキングチームにて、それぞれの施策方針に沿った事業を継続できているか、新たに開始した事業がないか等を定期的に確認・共有します。

また、いの町男女共同参画推進委員と連携を図るため、毎年の事業報告やプランの見直しなどについて、情報共有と協議の場を設けます。

《プランの策定に関する別添資料》

- ①プランにかかる取組一覧
- ②令和4年度実施アンケート結果

第5次 いの町男女共同参画プラン

策定年度 : 令和5年度（令和6年3月）

編集・発行 : いの町総合政策課 いの町男女共同参画推進委員会

〒781-2192

高知県吾川郡いの町1700-1

電話番号 088-893-1112
